



平成 25 年 2 月 22 日

各 位

会社名 株式会社エス・エム・エス
代表者名 代表取締役社長 諸藤 周平
(コード番号：2175 東証第一部)
問合せ先 経営管理部長 杉崎 政人
(TEL : 03-5295-7341)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 22 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

これに併せ、単元株制度採用への対応及び当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大を図ることを目的として 1 株を 200 株に分割いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に現在の 2 分の 1 となります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数（平成 25 年 2 月 22 日現在）

株式分割前の発行済株式総数	104,286 株	(注)
今回の分割により増加する株式数	20,752,914 株	(注)
株式分割後の発行済株式総数	20,857,200 株	(注)
株式分割後の発行可能株式総数	72,000,000 株	

(注) 上記株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成 25 年 3 月 15 日 (金)

基準日 平成 25 年 3 月 31 日 (日)(実質基準日:平成 25 年 3 月 29 日(金))

効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日 (月)

(4) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても平成 25 年 4 月 1 日以降、以下のとおり調整されます。

①平成 17 年 2 月 21 日臨時株主総会により決議された新株予約権

新株予約権	調整前		調整後	
	新株予約権の目的 となる株式の数	行使価額	新株予約権の目的 となる株式の数	行使価額
第 5 回新株予約権	42 株	11,667 円	8,400 株	59 円
第 6 回新株予約権	390 株	11,667 円	78,000 株	59 円

②平成 23 年 6 月 17 日株主総会により決議された新株予約権

新株予約権	調整前		調整後	
	新株予約権の目的 となる株式の数	行使価額	新株予約権の目的 となる株式の数	行使価額
第 7 回新株予約権	136 株	85,024 円	27,200 株	426 円

③平成 24 年 6 月 15 日株主総会により決議された新株予約権

新株予約権	調整前		調整後	
	新株予約権の目的 となる株式の数	行使価額	新株予約権の目的 となる株式の数	行使価額
第 8 回新株予約権	228 株	187,100 円	45,600 株	936 円

3. 単元株制度の概要

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日 (月)

(参考) 平成 25 年 3 月 27 日 (水) をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会の決議により、平成25年4月1日(月)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

- ①株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。
- ②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条を新設いたします。
- ③現行定款第6条以下の条数を各1条繰下げいたします。
- ④現行定款第5条の変更及び第6条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条及び第2条を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部分に変更部分を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>360,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>72,000,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第6条 当社の単元株式数は、100株とする。
第6条～第47条(条文省略)	第7条～第48条(条文現行どおり)
(新設)	附則 第1条 <u>第5条の変更及び第6条の新設、それに伴う条数の繰下げは、平成25年4月1日から効力を生じるものとする。</u> 第2条 <u>本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の日程

効力発生日 平成25年4月1日(月)

5. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の増加はありません。

以 上